

くるめクリーンパートナー活動標示板調査業務(北東部) 仕様書

1 業務名 くるめクリーンパートナー活動標示板調査業務(北東部)

2 業務期間 自 契約締結日翌日
至 令和8年3月31日まで

3 業務場所 久留米市内(市が設定したルート、全長 117,100m)

- ・調査ルートは、【別紙1】の通り校区ごとに設定している。
- ・別添地図の赤色、黄色、紫色の路線が対象となる。

なお、赤は道路、黄は公園、紫は河川敷を指す。

4 業務内容

(1) 設置の有無の確認

①確認内容 : 「【別紙3・4・5】活動標示板仕様書」に示す看板(以下、「活動標示板」という。)の有無を目視にて確認。

②設置想定数 : 合計 120 基

(2) 現状確認

①現状確認

「(1) 設置の有無の確認」で設置が確認できた活動標示版ごとに、現状確認を行う。

- ・「【別紙2】活動標示板安全点検結果報告書」を点検し、入力を行う。
- ・老朽化が著しい活動標示板を発見した場合は、速やかに市担当者へ報告する。

<具体例>・活動標示板全体の傾斜が著しい

- ・支持部の一部が損傷、又は、欠損している
- ・一見して自立状態を保てない

②画像撮影

「【別紙3】活動標示板仕様書」に示す、上部構造、支持部、標示板の状態がわかるようにカラーで画像撮影を行う。

(3) 調査報告(データで提出)

- ①「(1) 設置の有無の確認」で設置が確認できた活動標示版の場所を示した地図
- ②「(2) 現状確認①現状確認」で入力した、活動標示板ごとの活動標示板安全点検結果報告書
- ③「(2) 現状確認②画像撮影」で撮影した画像

※①には活動標示板ごとに付番し、②③で報告する内容と整合性が合うようにすること。

5 活動標示板仕様 別紙3～5のとおり

6 その他（注意事項等）

- （１） 本業務に基づき作成される成果物等の所有権は、すべて市に帰属する。
- （２） 本業務に使用する機械器具及び資材等は受注者が準備する。また、本仕様書に明記していない場合であっても、業務遂行上当然必要と認められるものについては、契約金額を変更することなく市担当者の指示に従うものとする。
- （３） 業務にあたっては、事故防止に十分留意すること。なお、業務遂行中に発生した事故について、市は一切の責任を負わないものとする。
また、業務遂行中に道路施設等を破損した場合、受注者の負担で原状回復すること。
- （４） その他、仕様書の定めのない事項については、その都度、市担当者の指示を受けること。

7 特記事項

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１） 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （２） 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- （３） 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに担当職員と日程に関する協議を行うこと。

【その他遵守事項】

受注者は当該業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成２５年法律第６５条）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

（環境政策課 担当：佐々木、山田 TEL 0942-30-9146）